小規模事業者持続化補助金<共同・協業型>申請時によくあるご質問(第1回公募用)

「公募要領」を必ずご確認ください。

- Q1 地域振興等機関の定義の「④地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として 行っている法人」に該当するかは、どのように判断したらよいのか。
- A1 「④地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人」に該当する かは、申請様式に記載した内容に基づき、審査で判断されます。そのため、自社判断 をしたうえで、申請してください。審査によりますので、事務局にお問い合わせいただ いても回答いたしかねます。
- Q2 地域振興等機関に、個人事業主はなることはできるのか。
- A2 できません。地域振興等機関の定義には個人事業主が該当する項目はございません。
- Q3 地域振興等機関に、組合はなることはできるのか。
- A3 組合については、商店街等組織に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合 会及び、中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている 組織であれば地域振興等機関になりえます。
- Q4 「地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人」の「地域とは」 どの程度の範囲を指すのか。
- A4 地域の範囲については特に制限はございません。
- Q5 共同・協業販路開拓支援補助金で過去に採択された事業者も再度申請することができるのか。
- A5 共同・協業販路開拓支援補助金の第1回から第9回、被災地向けに採択された事業者も申請者になり得ます。
- Q6 参画事業者が地域振興等機関を兼ねることができるのか。
- A6 参画事業者と地域振興等機関に同一法人がなることはできません。
- Q7 参画事業者が小規模事業者であることをどのように証明したらよいのか。
- A7 申請様式に業種や常時雇用する労働者数等を記載していただき、証明してください。
- Q8 参画企業は特定の地域に限定は必要なのか。

- A8 参画事業者の地域を限定する必要はございません。
- Q9 参画事業者の小規模事業者が、小規模事業者持続化補助金<一般型>を申請していても問題ないか。
- A9 本事業と重複する事業計画でなければ申請可能です。
- Q10 自己負担部分をその他補助金で補うことは可能なのか。
- A10 同一の申請者が、同一の事業について、国費を原資とする補助金を重複して交付を 受けることはできません。
- Q11 様式4を記入する地方公共団体とは具体的にどこなのか。
- A11 地方公共団体とは、日本国内の都道府県や市区町村を統括する各行政機関のこと を示します。具体的には、市区町村の市役所・区役所等です。
- Q12 参画事業者のアルバイト代は補助対象となるのか。
- A12 アルバイト代については、補助事業者の支出のみが補助対象のため、参画事業者の 支出であるアルバイト代は補助対象外です。
- Q13 補助事業の従事者として今後新規で正社員の採用予定の場合、人件費は概算で積 算してよいのか。
- A13 概算で積算していただいて結構です。交付決定後、人件費の上限を引き上げる等は 行えませんことをご留意ください。
- Q14 共同申請者の人件費も補助対象になるのか。
- A14 補助事業に関する人件費の場合は、補助対象になり得ます。なお、補助金の支払いは、原則、代表機関に口座や窓口の一本化が必要です。
- Q15 人件費は、契約形態によって経費区分は変わるのか。
- A15 人件費は、本補助金では以下の経費区分となります。

正社員・契約社員: ①人件費パート・アルバイト: ⑭雑役務費派遣社員・請負社員: ⑤委託・外注費

- Q16 原則、レンタカー代、ガソリン代、駐車場代は補助対象外であるが、交通の便が悪いため、最低限の回数で使用するレンタカー代等は補助対象になるのか。
- A16 原則補助対象外です。なお、事業遂行に必要であると証明できる場合のみ対象となり得ます。
- Q17 航空運賃の他に現地空港税・空港保険料・燃油サーチャージ・国内空港使用料等の 支払い義務があるが、補助対象となるのか。

- A17 補助対象となり得ます。
- Q18参画事業者の商品を置いておくための賃料は補助対象になるのか。
- A18 参画事業者の商品の保管等に係る費用は補助対象外です。
- Q19 Web 広告費も補助対象になるのか。
- A19 計画に基づく参画事業者や事業等の周知に係る費用であれば補助対象となり得ます。
- Q20 参画事業者ごとに HP を作成する費用も補助対象になるのか。
- A20 個社支援となるため補助対象外です。
- Q21 入金は参画事業者にもされるのか。
- A21 されません。補助金の支払いは、原則、代表機関に口座や窓口を一本化が必要です。
- Q22補助率の定額とはどういうことなのか。
- A22 定額とは要した費用に対し、100%を上限に補助を行うことです。
- Q23 補助金申請額の上限が5000万円だが、10以上の参画事業者毎の金額は10事業者の場合、500万円と等分されるのか。
- A23 等分はされません。本補助金は参画事業者の販路開拓に係る費用の一部を補助するものとなりますので、参画事業者の数に対して割り当てられるものではありません。
- Q24 10 者以上の参画事業者とあるが、倒産等の理由により、取組に参加不能となった場合に交付決定取り消しになるのか。
- A24 補助事業計画に記載の各取組において、参画事業者が 10 者未満となる場合は交付決定取り消しとなります。
- Q25 参画事業者の変更や入れ替えは可能か。
- A25 補助事業計画の内容や目的に大きな変更がない場合は、参画事業者の変更や入れ 替えが可能です。参画事業者の変更、入れ替えを行うことによって、事業内容や目的 が変わる場合は、事前に計画変更申請が必要となります。
- Q26 親会社や子会社等に外注した場合の経費は、補助対象になるのか。
- A26 公募要領に沿った適切な支出内容であれば補助対象になり得ます。
- Q27 参画事業者から参加費や出展費等を徴収することは可能なのか。

A27 参画事業者等からの徴収は可能です。収入があった場合は事業終了後、実績報告において収支報告書に記入が必要です。